第4章 分野別の方針

- 1 土地利用
- 2 都市交通
- 3 みどり
- 4 景観•歴史的風致
- 5 低炭素・エネルギー
- 6 都市防災
- 7 その他都市施設

第4章 分野別の方針

分野別の方針では、前章までに示した都市計画の目標や、目指すべき将来都市構造を実現するために必要な取組について、7つの分野(土地利用、都市交通、みどり、景観・歴史的風致、低炭素・エネルギー、都市防災、その他都市施設)に関する都市計画区域内における都市計画の基本的な考え方や基本方針を示します。

| | 都市計画の目標 | | | 分 | 野 | 別の | 方針 | † | |
|---|---|-----------|------|------|----------|----------|--------|------|---------|
| | | | 土地利用 | 都市交通 | みどり | 景観・歴史的風致 | ・エネルギー | 都市防災 | その他都市施設 |
| 目標① コンパクトで 暮らしやすい 持続可能な都 市づくり | コンパクトで持続可能な都市の実現 市民の暮らしを向上させる拠点形成と連携強化 多様な主体の協働による地域特性に応じた良好な都市環境の形成 歩いて暮らせる交通体系の実現 | | 0 | 0 | Ο | 0 | Ο | | 0 |
| 目標② 多様な産業・資源を活かした 都市活力の持続・向上を支える都市づくり | ヒトやモノの交流の活性化による都市活力の向上 多様な人々が活躍できる働きやすい環境の整備 観光交流を促す拠点とネットワークの形成 多様な資源を活かした魅力ある景観の形成 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 目標③ 創造都市の顔 である都心の 再生に向けた 都市づくり | 多様な高次都市機能の集積による賑わいの再生 歩きたくなる魅力ある都市空間の創出 都市全体における適正な立地誘導による都心の再生 | | 0 | | | | | | |
| 目標④ 自然環境の保 全・創出と環境 負荷の小さな 都市づくり | 量・質に着目した良好な自然環境の保全・創出と活用 環境負荷の小さい持続可能な都市づくり | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 目標⑤ 安全·安心な災 害に強い都市 づくり | ハード・ソフト対策の適切な組み合わせによる防災性の向上 迅速な復旧・復興ができる災害に強い都市づくり | | 0 | | 0 | | | 0 | |
| | 将来都市構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | | | |
| | 拠点ネットワーク型都市構造 | | 0 | 0 | () () | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 「都市計画の目標」のうち、7 つの分野別の方針において特に関係性が高い項目は「 \bigcirc 」、関係性の高い項目は「 \bigcirc 」と表示

「都市計画の目標」と「分野別の方針」の関係性

1 土地利用

(1)土地利用の基本的な考え方

○ 公共交通と連携したコンパクトでメリハリのある土地利用

人口減少社会の到来や限られた財政状況の中においても、市民の日常生活に必要なサービスが将来にわたって確保され、また、これまで以上に質の高い便利な暮らしができるよう、将来のサービス低下が懸念される低密度に拡散した都市構造から、便利で効率的なサービス提供が可能な拠点ネットワーク型都市構造への転換を図ります。

このため、市街地の拡大や市街地外における無秩序な都市的土地利用の抑制と、 市街地における拠点やその周辺、拠点間を結ぶ公共交通沿線への都市機能や居住の 誘導など、公共交通と連携した土地利用を推進するとともに、その土地利用に応じ て市街地整備などの公共投資を優先化することにより、都市全体においてコンパク トでメリハリのある土地利用を計画的に進めます。

○ 多様な地域に応じた暮らしや都市活力を支える土地利用

本市には、高次都市機能が集積する都心から、市北部などの豊かな自然環境を有する中山間地まで多様な暮らしが可能な生活基盤、ものづくり都市として発展してきた産業基盤、地域資源を活かした観光基盤があります。これらの多彩な基盤を活かし、市民の豊かな暮らしや都市活力を支える土地利用を適正かつ計画的に誘導します。

商業・業務系土地利用では、市民の暮らしを支えるサービス機能をその役割と地域特性に応じて都心や各拠点に集積することにより、サービスが効率的に提供されるようにします。また、既存の滞在型観光商業地に観光施設を集積することにより、観光資源を活かした観光交流を促進します。

住居系土地利用では、都心における賑わいのある暮らし、歩いて暮らせる居住地における利便性の高い暮らし、周辺居住地におけるゆとりある暮らし、自然や農地に囲まれたやすらぎのある暮らしなど、それぞれの暮らしに応じた土地利用を誘導し、地域特性に応じた良好な居住環境を形成します。

工業系土地利用では、市街地の既存工業地の維持・再生、市街地外の自然環境と 農地の保全を優先しつつ、広域交通の利便性の高い IC 周辺などに適正かつ計画的な 土地利用を誘導することにより、都市活力の持続・向上を図ります。

(2)土地利用の基本方針

① 区域区分の方針

方針1) コンパクトな都市づくりのための土地利用

- ・ 今後も人口減少が進行することが予想される中、本市が目指す拠点ネットワーク型 都市構造への転換を図るため、引き続き区域区分の指定により、市街化を促進する 市街化区域と、市街化を抑制して自然環境と農地の保全を最優先する市街化調整区 域を明確に区分することで、コンパクトでメリハリのある土地利用を推進します。
- 市街化調整区域から市街化区域への編入については、自然環境と農地の保全、市街地の拡大の抑制によるコンパクトな都市づくりの推進のため、原則、行わないものとします。
- ・ただし、工業系土地利用については、産業活力の持続・向上のため、工業需要の適切な見通しなどを勘案した中で、必要に応じて産業拠点周辺などの適正な位置において、土地区画整理事業などの面整備を前提とした市街化区域の編入を検討します。
- ・ また、住居系土地利用ついては、コンパクトな都市づくりの推進のため、将来の人口動向などを勘案した中で、必要に応じて公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺などの拠点ネットワーク型都市構造の実現に資する位置において、土地区画整理事業などの面整備を前提とした市街化区域の編入を検討します。
- 市街化区域から市街化調整区域への編入については、今後の人口減少に比例してコンパクトな都市づくりを推進する必要があることを考慮し、中長期的な都市全体の人口動向から市街化区域の規模の縮小が必要な場合は、人口密度の低下が見込まれる地域などにおいて、地域特性や災害リスク、自然環境と農地の保全などを総合的に勘案し、その必要性について検討します。

② 市街地の土地利用の方針

<商業・業務系土地利用の方針>

方針2) 都心や各拠点の役割と地域特性に応じた都市機能の集積のための土地利用 ■全般

- ・コンパクトな都市づくりの推進、都心の賑わい再生、市民の暮らしを支える生活 サービスの確保などのため、無秩序な都市機能の拡散を抑制するとともに、都心 や各拠点に役割分担と地域特性に応じた都市機能を集積します。
- ・このため、用途地域における適正な用途配置と密度構成を設定するとともに、特別用途地区などを併せて定めることにより、都市全体にわたる適正かつ合理的な土地利用を推進します。さらに、都心や各拠点における高度利用地区などの容積緩和制度を活用した土地の高度利用や、都市機能増進施設の立地誘導により、メリハリのある土地利用を推進します。

第4章

- ・都心、副都心、地域拠点及び主要生活拠点では、拠点の役割分担と地域特性に応じた都市機能の集積や良好な都市環境の形成を図るため、それぞれの土地利用に応じて、市街地再開発事業の促進や土地区画整理事業の推進などにより、都市基盤整備と一体となった低未利用土地の有効活用・高度利用を誘導します。
- ・ 低未利用土地の利活用にあたっては、専門のノウハウや周辺住民のニーズなどに 知見を有する都市再生推進法人などとの官民連携によるエリアマネジメントや都 市再生の取組を検討します。
- ・公共施設のうち、市内外の多くの来訪者が利用する庁舎、文化・観光施設などの 再編・再配置による新たな施設立地については、拠点ネットワーク型都市構造の 実現の観点から、鉄道駅周辺など公共交通利便性の高い位置への配置に努めます。

■都心

- ・創造都市の顔としてふさわしい商業・業務、 医療・福祉、教育・文化、行政などの多様な 高次都市機能が集積するよう、高密度な商 業・業務地を配置します。
- ・都市再生特別地区による土地利用規制の緩和などの都市再生緊急整備地域の支援制度を有効活用し、官民連携による都市機能の高度化を図ります。



- ・ 道路空間と民有空間が一体となった空間形成とともに、沿道の土地の高度利用を 連続的に促進することにより、賑わいのある歩きたくなる都市空間を創出します。
- ・新たな都市型産業の集積や賑わい創出・魅力向上のため、民有空間や公共空間の リノベーションなどの取組を支援します。
- ・ 広域圏の交流拠点として、アクトシティを中心としたコンベンション施設を活かしたMICE機能を充実させるとともに、文化・歴史資源を活かした観光機能の強化を図ります。

■副都心・地域拠点・主要生活拠点

- ・副都心では、市北部地域の市民を対象として、 都心を補完する都市的サービスを提供できる 多様な都市機能が集積するよう、高密度な商 業・業務地を配置します。
- ・地域拠点では、地域の中心として、一定の都市的サービスが提供できる都市機能が集積するよう、それぞれの地域特性に応じて、低密度から中密度の商業・業務地を配置します。



・ 主要生活拠点では、市民の身近な生活サービスを提供できる都市機能が集積するよう、それぞれの地域特性に応じて、低密度から中密度の商業・業務地を配置します。

■生活拠点

・日常生活に欠かすことのできない身近な生活サービスを提供できる都市機能が集積するよう、低密度の商業・業務地を配置します。

■観光拠点

・ 浜名湖を中心とした観光資源を活かして、市 内外からの観光客など広域圏を対象とした宿 泊施設や観光店舗などの観光施設が集積する よう、高密度の滞在型観光商業地を配置しま す。



<住居系土地利用の方針>

方針3) 地域の暮らしに応じた良好な居住環境の形成に向けた土地利用

■全般

- ・公共交通の利便性の高い歩いて暮らせる居住地に人口密度の高い居住地を形成するとともに、周辺居住地にゆとりある居住地を形成し、それぞれの地域の暮らしに応じた良好な居住環境を形成します。
- ・このため、地域特性や交通体系に応じて、用途地域における用途配置と密度構成を設定するとともに、高度地区などを併せて定めることにより、メリハリのある土地利用を推進します。さらに、その土地利用に応じて、市街地整備や低未利用土地の利活用を進めます。

■歩いて暮らせる居住地

・都心では、都心にふさわしい多様な高次都市機能の集積を主としつつ、高次都市機能の近接性を活かした都心居住を促進するため、商業をはじめとする都市機能増進施設が併存した中高層住宅を誘導します。



- ・都心周辺、副都心、地域拠点及び主要生活拠 点では、都市機能の集積を主としつつ、その都市機能の近接性や公共交通の利便 性を活かした居住を促進するため、それぞれの地域特性に応じて、都市機能増進 施設が適切に共存した中高層住宅を誘導します。
- ・副都心周辺、地域拠点周辺、主要生活拠点周辺や、拠点間を結ぶ公共交通沿線では、公共交通の利便性を活かした居住を促進するため、鉄道駅や主要バス停とのアクセス性や都市基盤の整備状況などに応じて、低密度から中密度の住宅地を配置します。
- ・ 都市基盤の整備が不十分な地区においては、必要に応じて土地区画整理事業など の基盤整備や地区計画の活用により良好な居住環境を形成します。

- ・住居系用途地域のうち、住宅と工場などが混在する地域では、既存工場などの操業環境への影響などを考慮しつつ、用途地域の変更や特別用途地区、地区計画の活用などによる用途純化により、良好な居住環境を形成します。
- ・ 準工業地域では、環境の悪化をもたらすおそれのない地場産業などの工場の操業 環境と利便性の高い居住環境が調和した、職住近接型の低中層住宅を誘導します。
- ・ただし、拠点ネットワーク型都市構造の実現の観点から、公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺へ都市機能や居住を誘導するために土地の高度利用や居住環境の保護が必要と認められる地区については、土地利用の動向、既存工場などの操業環境への影響、周辺環境や災害リスクなどを考慮して、適正な用途への転換を検討します。

■周辺居住地

- ・ 既存の居住環境を維持し、戸建住宅を主体と した自然環境と調和のとれたゆとりある低密 度な住宅地を配置します。
- ・住居系用途地域のうち、低層住宅と農地が共存し、将来において営農環境を形成する必要が認められる地域では、農地の利便増進と居住環境を保護するための土地利用を誘導します。



・住居系用途地域のうち、住宅と工場が混在する地域では、居住環境の保護を主と しつつ、低層住宅と家内工業などの小規模工場が共存する土地利用を誘導します。

<工業系土地利用の方針>

方針4) 既存工業地の維持・再生と産業拠点の形成に向けた土地利用

■工業地

・ものづくりを中心とする既存工業地の維持・再生を図るとともに、研究開発型工業などの新たな産業集積を図ります。このため、特別用途地区や地区計画などを活用した用途純化や土地区画整理事業などの手法による敷地整序により、工場などの操業環境を確保します。



- ・ 準工業地域では、環境の悪化をもたらすおそれのない地場産業などの工場の操業 環境とゆとりある居住環境が調和した土地利用を誘導します。
- ・公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺において、拠点ネットワーク型都市構造の実現の観点から都市機能や居住を誘導することが適切と認められる地区では、土地利用の動向、既存工場の操業環境への影響、周辺環境や災害リスクなどを考慮して、適正な用途への転換を検討します。

第4章

■産業拠点

・産業拠点では、ものづくりを中心とした既存 産業の技術高度化や生産性の向上、さらには、 新たな価値や産業の創出につなげるため、広 域自動車交通の玄関口としての立地特性を活 かし、周辺の自然環境と農地に配慮した工 業・流通業務地を計画的に形成します。



・産業拠点やその隣接・近接する周辺居住地では、産業活力の持続・向上及び低未利用土地の利活用の観点から、工業系用途への転換を検討します。その際、土地利用の動向、周辺の居住環境や公共施設の影響などを考慮して、計画的かつ適正な土地利用を誘導します。

③ 市街地外の土地利用の方針

方針5) 自然環境・農地の保全と都市のコンパクト化の推進に向けた土地利用

■全般

- ・ 市街地外では、人口減少に対応した都市のコンパクト化の推進、良好な自然環境 と農地の保全のため、無秩序な都市的土地利用を抑制することを基本とします。 そのうえで、地域コミュニティの維持や災害リスクなどを総合的に勘案し、適正 な土地利用を誘導します。
- ・ なお、市街地外に都市的土地利用が展開している現況に対応するため、今後は土地利用の適正な規制誘導に関する方針として「浜松市土地利用誘導方針(仮称)」を定め、計画的にコンパクトでメリハリのある土地利用を推進します。
- ・生産性の高い優良農地は、維持・保全することを最優先するとともに、人口減少 や都市のコンパクト化の推進により生じた空き家・空き地などの低未利用土地に ついては、良好な自然環境への回帰に向けて農地に戻すよう誘導し、新たに集団 的な優良農地の創出を検討します。

■商業・業務系土地利用

- ・ 市街地外への無秩序な都市機能の拡散を抑制し、都心や各拠点への都市機能を誘導するため、地域コミュニティの維持に必要不可欠な生活サービス施設などの土地利用を除く、市街地外における商業・業務系土地利用は抑制することを基本とします。
- ・ そのうえで、地区計画を決定した地区では、地域の営みの維持などを勘案し、適 正な土地利用を誘導します。

■住居系土地利用

・都市全体としてコンパクトでメリハリのある土地利用の推進に向けて、市街地外への無秩序な居住の拡散を抑制し、歩いて暮らせる居住地への居住を誘導するため、市街地外における住居系土地利用を抑制することを基本とします。そのうえで、人口減少に対応して市街地外の住宅用地全体の規模縮小が図られるよう、地域コミュニティの維持や災害リスクなどを総合的に勘案し、適正な土地利用を誘導します。

■工業系土地利用

- ・ものづくりをはじめとする産業活力の持続・向上を目的とした工業・流通業務施設の立地については、開発許可制度の適切な運用により、自然環境と農地の保全とのバランスを十分に配慮しつつ、道路の渋滞や上下水道への著しい負荷など公共施設への影響や周辺環境への影響、都市経営の効率性などを勘案し、適正な位置へ誘導します。
- ・産業拠点など広域自動車交通の利便性が高い地区では、その交通条件や立地特性 を活かした産業集積を促進するため、地区計画の活用や開発許可制度の適切な運 用により、自然環境と農地の保全とのバランス、公共施設や周辺環境への影響な どを勘案し、工業・流通業務地を計画的に誘導します。

〇土地利用方針図

| 土地利用区分と拠点 | | [分と拠点 | 解説 |
|-----------|------|--------------|------------------------------------|
| 士 25-1 | 市街地 | | 概ね現在の市街化区域の範囲において、円滑な都市活動を確保し、良 |
| 巾街』 | | | 好な都市環境を形成する地域 |
| | | | 市街地のうち、都市機能を集積する拠点とその周辺や、拠点間を結ぶ |
| | 歩いる | て暮らせる | 公共交通沿線において、歩いて便利に暮らせる人口密度が高い居住地 |
| | 居住地 | 地 | を形成する地域 |
| | | | (立地適正化計画の「居住誘導区域」に相当する地域) |
| | | | 創造都市の顔であり、西遠都市圏や市域をけん引する中心として、多 |
| | | 都心 | 様な高次都市機能を集積する拠点 |
| | | | (立地適正化計画の「広域サービス型都市機能誘導区域」に相当する地域) |
| | | 司抄心 | 都心を補完する多様な都市機能を集積する拠点 |
| | | 副都心 | (立地適正化計画の「市域サービス型都市機能誘導区域」に相当する地域) |
| | | | 地域の中心として、一定の都市的サービスを提供できる都市機能を地 |
| | | 地域拠点 | 域特性に応じて集積する拠点 |
| | | | (立地適正化計画の「地域サービス型都市機能誘導区域」に相当する地域) |
| | | \ | 市民の身近な生活サービスを提供できる都市機能を地域特性に応じ |
| | | 主要生活 拠点 | て集積する主要な拠点 |
| | | | (立地適正化計画の「生活サービス型都市機能誘導区域」に相当する地域) |
| | | | 主要生活拠点以外の生活圏域の市民を対象として、日常生活に欠かす |
| | | 生活拠点 | ことのできない身近な生活サービスを提供できるように主要な鉄道 |
| | | | 駅やバス停の周辺に必要な都市機能を集積する拠点 |
| | 周 | 周辺 | 歩いて暮らせる居住地以外の市街地で、ゆとりある居住地を形成する |
| | 辺市 | 居住地 | 地域 |
| | 街 | | 歩いて暮らせる居住地以外の市街地で、既存の工業の維持・再生を図 |
| | 地 | 工業地 | るための工業地を形成する地域 |
| | | l | 概ね現在の市街化調整区域の範囲において、市街化を抑制し、自然環 |
| 市街地外 | | | 境と農地の保全を最優先する地域 |
| | | | |
| 産業技 | 産業拠点 | | めの産業を集積する拠点 |
| | | | |
| 観光技 | 処点 | | を集積する拠点 |
| | | | |

≪拠点≫

| | 都心 | |
|---|--------|---|
| | 副都心 | |
| | 地域拠点 | j |
| | 主要生活拠点 | |
| 0 | 生活拠点 | |
| | 産業拠点 | |
| | 観光拠点 | |

≪土地利用≫



≪その他≫

| 高規格幹線道路 | |
|-------------|--|
| 主要幹線道路 | |
| 基幹的公共交通 | |



第4章

2 都市交通

(1)都市交通の基本的な考え方

○ 地域の暮らしや土地利用のメリハリに応じた交通ネットワークの形成

コンパクトで暮らしやすい都市を実現するため、自動車に過度に依存することなく、市民が日常生活において公共交通を中心として、徒歩、自転車あるいはこれらを組み合わせた交通手段により、安全かつ快適に移動ができる交通体系への転換を図ります。

このため、公共交通ネットワークは、都心や拠点間を基幹となる公共交通で結び、 拠点の役割分担と機能連携に応じてサービスレベルを段階的に構成するとともに、 公共交通相互や他の交通手段との乗り換えや乗り継ぎがしやすくなるよう交通結節 点の機能を強化します。さらに、道路ネットワークにおいて、近くの拠点へアクセ スしやすい交通環境を整備するとともに、拠点とその周辺や拠点間を結ぶ公共交通 治線における人中心の空間形成をすることにより、地域の暮らしや土地利用のメリ ハリに応じた、最適で誰もが利用しやすい交通ネットワークを形成します。

また、将来の自動運転技術の普及や MaaS などの新たなモビリティサービスの社会実装にあたっては、コンパクトな都市づくりの観点から、公共交通を主体とした交通体系の構築に向けた検討をします。

○ ものづくりなどの産業・経済活動を支える交通ネットワークの形成

本市の強みであるものづくり産業をはじめとする産業・経済活動の活性化や、観光資源を最大限に活かした観光交流の促進ため、三遠南信地域や首都圏・中京圏などへの広域交通を担う高規格幹線道路と、市内の都心や産業拠点、観光拠点などへのアクセスを担う主要幹線道路の連携を強化し、ヒトやモノの円滑かつ効率的な移動を支える道路ネットワークを形成します。

また、産業の担い手となる働く人や市内外から訪れる観光客の移動しやすさを確保するため、産業拠点や観光拠点と都心などの都市機能を集積する拠点とを結ぶ公共交通ネットワークを形成します。

(2)都市交通の基本方針

① 公共交通ネットワークの方針

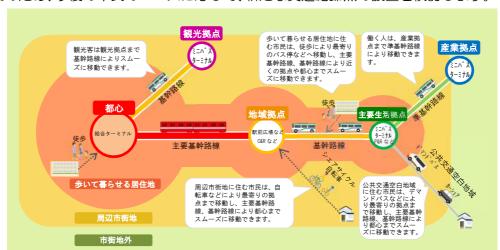
方針 1) 地域の暮らしに応じた利用しやすい公共交通サービスの提供

- ・誰もが公共交通を利用して便利な暮らしができるよう、拠点間を結ぶ基幹的な公 共交通を拠点の役割に応じて段階的に構成することにより、地域の暮らしに応じ た利用しやすい公共交通サービスを提供します。
- ・主要基幹路線、基幹路線は、歩いて暮らせる居住地内の便利な移動や都心と拠点間のスムーズな移動ができるよう、利用しやすい公共交通サービスの維持・充実を図ります。
- ・ 準基幹路線は、周辺市街地の暮らしを支える移動や産業拠点へのアクセスなど主要基幹路線、基幹路線との接続を考慮し、移動目的にあった公共交通サービスの 提供を目指します。

- ・ 基幹路線、準基幹路線などから離れた公共交通空白地域では、近くの拠点まで移動ができるように、市民のニーズに対応したデマンドバスなどの活用を検討します。
- ・主要基幹路線などについては、定時制や速達性を向上させるため、今後の市民の ニーズに応じて、新たな公共交通システムの導入を検討します。

方針 2) 便利な公共交通ネットワーク形成のための交通結節点の機能強化

- ・乗り換えや乗り継ぎにより誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成のため、都心や各拠点への駅前広場、駐車場・駐輪場などの配置・整備により、交通 結節点の機能を強化します。
- ・その際、将来の新たなモビリティサービスの導入を見据え、従来の交通手段に対応した即効性のある小規模なハード整備に加えて、カーシェアやシェアサイクルなどの多様な交通手段間での乗り換えが可能な駅前広場などの整備や、商業施設、医療施設などと連携した待合環境の改善など、官民連携による効果的な取組を検討します。
- ・ 都心では、総合ターミナルの改善、駐車需要に応じた駐車場・駐輪場の適正な配置などにより、市内外の利用者が多様な交通手段に乗り換えができるように、広域交通結節点としての機能を強化します。
- ・ 副都心、地域拠点、主要生活拠点では、ミニバスターミナルの配置・整備により、 公共交通の乗り換えや乗り継ぎがしやくすなるよう、交通結節点の機能を強化し ます。また、周辺居住地や市街地外の住民が、自転車や自動車から公共交通に乗 り換えて都心や各拠点へ快適に移動できるように、サイクルアンドライドやパー クアンドライドの導入を進めます。
- ・ 歩いて暮らせる居住地にある鉄道駅やバス停では、駐輪場の配置・整備により公 共交通ネットワークの利便性を向上させます。
- ・主要基幹路線の主要な鉄道駅とその周辺では、ユニバーサルデザインに配慮した 整備・改良を推進します。
- ・ 更なる便利な公共交通ネットワーク形成や土地利用と一体となった交通体系の構築のため、今後の市民のニーズに応じて、新たな交通結節点の設置を検討します。



地域の暮らしに応じた公共交通ネットワークのイメージ

② 道路ネットワークの方針

<u>方針3)ヒトやモノの円滑な移動を支える道路ネットワークの形成</u>

・産業・経済活動の活性化や観光交流の促進のため、三遠南信地域や首都圏・中京圏などへの広域交通を担う高規格幹線道路と、市内外の各拠点間のアクセスを向上させる環状道路、放射道路などの主要幹線道路の連携を強化し、ヒトやモノの円滑かつ効率的な移動を支える道路ネットワークを形成します。



- ・ 三遠南信地域におけるヒトやモノの交流の活性化や、災害時における緊急活動を 支える高規格幹線道路として、三遠南信自動車道の整備促進を図るとともに、浜 松三ヶ日・豊橋道路(仮称)などの計画を検討します。
- ・主要幹線道路のうち、特に広域的な移動を目的とした自動車交通量が多い国道1 号は、連続立体にすることにより市内の移動を目的とする自動車交通とを分離することで、道路交通の円滑化を図ります。
- ・ 観光地への来訪・周遊がしやすいよう、観光拠点へ向かう道路ネットワークを確保します。
- ・ 幹線道路では、交通渋滞が発生している交差点などの改良やミッシングリンクの 解消などにより、道路交通の円滑化を図ります。

方針 4) 地域の暮らしに応じた安全で快適な人中心の道路ネットワークの形成

- ・コンパクトで暮らしやすい都市を実現するため、住区内の通過交通を排除し、良好な居住環境を形成するよう幹線道路を段階構成に基づき配置するとともに、徒歩や自転車で安全で快適に移動できるよう、車中心から人中心とした道路環境の整備を地域の暮らしと土地利用のメリハリに応じて進めます。
- ・主要幹線道路以外の幹線道路は、歩いて暮らせる居住地の通過交通を排除し、日常生活の安全性を確保するのための重要な路線として道路ネットワークを形成します。このため、今後、パーソントリップ調査の実施に合わせた検証を行った上で、優先的に整備を進めていきます。
- ・都心では、道路空間の再配分などにより歩行・滞在空間を確保するとともに、都 心の賑わいづくりのための官民連携による道路空間の利活用を進めます。また、 必要に応じて、駐車場の附置義務条例の見直しなどにより歩行・滞在空間におけ る駐車場の立地の適正化について検討します。
- ・ 鉄道駅のある各拠点では、駅前広場の整備に併せて歩行空間・自転車通行空間を確保 したアクセス道路の整備を推進し、徒歩や自転車、自動車などによる鉄道駅までのア クセス性を高めるとともに、沿道の土地の高度利用により都市機能を集積します。

- ・徒歩や自転車により安全で快適に移動できるよう、幹線道路における歩行空間と自転車通行空間の確保を進めます。特に、歩いて暮らせる居住地内のユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の確保と、市街地内の都心や各拠点へ向かう自転車ネットワークの形成を優先的に進めます。
- ・ 観光拠点間や浜名湖周辺などの観光周遊ルートについては、徒歩や自転車などに より巡りやすい道路環境の整備を推進します。
- ・ 将来の人口減少、都市のコンパクト化を見据え、地域の暮らしや土地利用のメリハリに応じた道路施設の効率的な維持管理について検討します。

③ 総合的な交通政策の方針

方針5)都市活動の効率化に向けた交通施策の推進

- ・人の移動の効率化が期待できるMaaSなどの新たなモビリティサービスについては、 技術の進展状況との折り合いを図りながら 社会実装の検討を進めます。
- その際、コンパクトな都市づくりと整合するように、公共交通を主体として、タクシーやオンデマンド交通、カーシェア、シェア



- サイクルなど、地域の暮らしに応じて多様な交通手段に乗り換え可能な交通体系の構築に向けて検討します。
- ・ 日常生活における公共交通の利用を促進するため、公共交通サービスに関する情報提供の充実や、モビリティ・マネジメントなどを推進します。
- ・ 自動車の効率的利用や自動車から公共交通への転換などの交通需要マネジメント (TDM)により道路交通の円滑化、効率化を図ります。

〇公共交通ネットワーク方針図

公共交通ネットワークは、拠点の役割分担と機能連携に応じて段階的に「主要基幹路線」「基幹路線」「準基幹路線」を構成するとともに、環状方向の拠点間を結ぶ「環状路線」で構成します。また、都心や各拠点には公共交通に乗り換えや乗り継ぎしやすいように交通結節点を配置します。

■路線

| 構成 | 解説 |
|----------------|---------------------------------------|
| | ○西遠都市圏において、都心と市内外の地域拠点の相互連携を強化する |
| | ために、高いサービスレベルで都心と地域拠点や路線上の主要生活拠 |
| 主要基幹路線 | 点などを結ぶ路線です。 |
| | ○ 定時性・速達性の高い JR 東海道本線と遠州鉄道、都心と地域拠点とを結 |
| | ぶ複数のバス路線が重複してサービスレベルが高い区間です。 |
| | ○ 主要基幹路線上に位置しない拠点の相互連携を強化するために、高い |
| | サービスレベルで都心や地域拠点と歩いて暮らせる居住地にある主要 |
| 基幹路線 | 生活拠点及び生活拠点、都心と観光拠点などを結ぶ路線です。 |
| | ○ 都心と主要生活拠点、観光拠点などとを結ぶ複数のバス路線が重複し |
| | てサービスレベルが高い区間です。 |
| | ○ 主要幹線路線または基幹路線上に位置しない拠点の相互連携を強化す |
| | るために、基幹路線に準ずるサービスレベルで都心などと生活拠点、 |
| 準基幹路線 | 産業拠点を結ぶ路線です。 |
| | ○ 都心や地域拠点と生活拠点や産業拠点、生活拠点間を結ぶバス路線や天竜 |
| | 浜名湖鉄道の区間です。 |
| 平小下的谷 | ○公共交通を利用して、都心を経由せず目的地へ行きやすくするために、 |
| は 環状路線 は | 基幹路線及び準基幹路線の間を結ぶ環状方向の路線です。 |

※サービスレベルの考え方については、浜松市総合交通計画で示します。

■交通結節点

| 構成 | 解説 |
|---------------|--|
| 総合ターミナル | ○市内外の来訪者が、都心から各拠点や目的地へ行きやすくするために、 鉄道やバス、タクシー、自動車、自転車など様々な交通手段に乗り換えることができます。○JR 浜松駅を中心として、バスターミナル、タクシープール、送迎レーン、駐車場、駐輪場などを配置します。 |
| ミニバス ターミナル | ○複数の路線を円滑に乗り継いで目的地へ行きやすくするするために、主要基幹路線、基幹路線、準基幹路線、環状路線を相互に乗り換えることができます。 ○鉄道駅を中心とする各拠点では、駅前広場を配置し、鉄道とバス、タクシー、自動車、自転車間の乗り換えができます。 ○バス停を中心とする各拠点では、バスとバス、タクシー、自動車、自転車間の乗り換えができます。 |

6

≪公共交通路線≫

| 主要基幹路線 | |
|--------------|--|
| 基幹路線 | |
| 準基幹路線 | |
| 環状路線(構想) | |

≪土地利用≫ 市街地 歩いて暮らせる居住地 周辺市街地

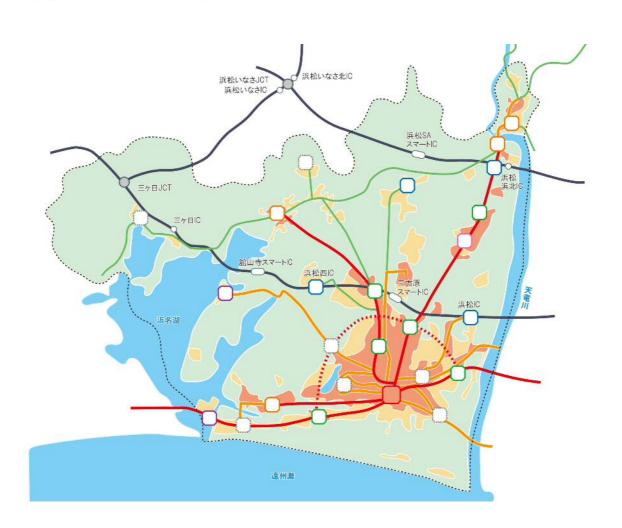
市街地外

≪交通結節点≫



≪その他≫





○道路ネットワーク方針図

ヒトやモノの円滑な移動を支える道路ネットワークは、広域交通を担う「高規格幹線 道路」や、市内外の拠点へのアクセスを担う主要幹線道路の「環状道路」「放射道路」 で構成します。

| 構成 | | 解説 |
|------------|--------------|------------------------------------|
| | | ○三遠南信地域や首都圏・中京圏などへの広域交通を担い、産業・ |
| 高規格草 | 幹線道路 | 経済活動の活性化や観光交流の促進などを図るための高速道路 |
| | | 及び自動車専用道路です。 |
| | | ○都心や拠点へ向かう公共交通の定時性、速達性を向上させるた |
| | | め、放射道路に集中する自動車交通を環状方向へ分散させる道路 |
| | | です。 |
| | 環状道路 | ○都心や歩いて暮らせる居住地内の市民生活の安全性の確保や自 |
| 主要幹線 | 垛 小胆岭 | 動車交通の円滑化を図るため、通過する自動車交通を抑制させる |
| 道路 | | 道路です。 |
| 担 始 | | ○市内外の各拠点間の連携強化や IC、スマート IC へのアクセス向 |
| | | 上を図るため、拠点などを環状方向に結ぶ道路です。 |
| | 放射道路 | ○都心を中心に、市内外の各拠点との連携強化や IC、スマート IC |
| | | へのアクセス向上を図るため、都心と拠点などを放射方向に結ぶ |
| | | 道路です。 |



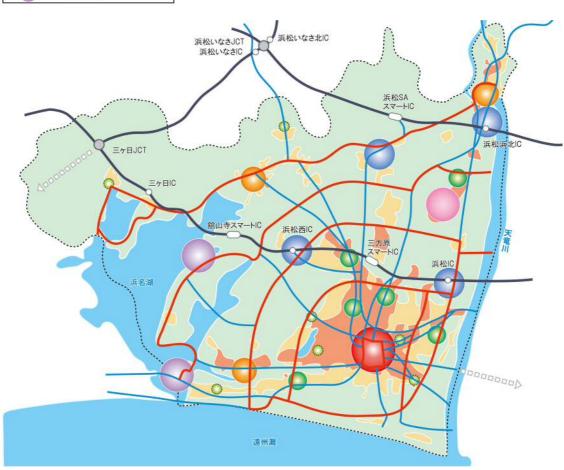
≪道路ネットワーク≫

| | 高規格幹線道路 | |
|-----|---------|--|
| 000 | 構想路線 | |
| _ | 環状道路 | |
| | 放射道路 | |

≪土地利用≫ 市街地 歩いて暮らせる居住地 周辺市街地 市街地外

≪拠点≫

| | 都心 | |
|---|--------|--|
| | 副都心 | |
| | 地域拠点 | |
| | 主要生活拠点 | |
| 0 | 生活拠点 | |
| | 産業拠点 | |
| | 観光拠点 | |



3 みどり

(1)みどりの基本的な考え方

○量と質に着目したみどりの保全・創出と活用

みどりの持つ多様な機能がグリーンインフラとして都市づくりに最大限発揮されるよう、量と質に着目したみどりの適切な保全と創出を図ります。また、高次都市機能が集積した都心から森林に囲まれた中山間地まで、地域の暮らしに応じたみどりを保全・創出し、地域特性や地域住民のニーズに応じた活用を図ります。

(2)みどりの基本方針

方針 1) 都市の骨格となるみどりの適切な保全と活用

- ・本市をとり囲む豊かな水辺地や広大な森林、都市部の貴重な斜面樹林を都市の骨格となるみどりとして、その連続性や一体性が確保されるよう保全します。
- ・ 天竜川河岸段丘の斜面樹林や都田川両岸の樹林は都市のみどりの帯として、みどり豊かな都市生活や生物多様性の確保などが図られるよう積極的に保全します。
- ・天竜川、浜名湖、遠州灘は、水辺の帯として、 生態系の保全や健全な水循環の確保が図られ るようみどりを保全したうえで、観光・レクリ エーション機能を有する資源として、ビーチ・ マリンスポーツなど官民連携による多様な活 用を図ります。



- ・市北部の森林は、二酸化炭素の吸収や土砂災害 の防止、木材の供給などの多面的機能を有する重要な資源として適切に保全し、循環 活用の実現に向けた取組を推進します。
- ・都市の骨格となるみどりを核として、永続性のある公園・緑地や農地、河川や道路などの公共空間や民有空間のみどりのつながりによりエコロジカル・ネットワークを形成し、みどりの質の向上や、生物の生息・生育空間の確保に努めます。
- ・都市の骨格となるみどりなどは、風致地区や緑地保全地域などの指定に加え、自然公園法や森林法、景観法などに基づく制度とも連携し、地域の特性やみどりの機能に応じた適切な方法で保全するとともに、市民のニーズに応じた利活用や市民協働による維持管理について検討します。

方針2) 都市のコンパクト化に資するみどりの保全と創出

- ・ 市街地やその隣接・近接地では、無秩序な都市化や災害の防止、地域住民の健全な生活環境の確保などの観点から、まとまりのあるみどりを一体的、連続的に保全します。
- ・周辺居住地では、自然環境と調和したゆとりある居住環境の形成などの観点から、まとまりある農地の生産緑地地区への指定や、市民農園としての活用、空き地などの低未利用土地におけるみどりの保全・創出の検討を行います。
- ・市街地外では、農業振興や災害の防止などに資する優良な農地の保全・創出のため、農業生産基盤の整備・充実を図るほか、農地利用の最適化に向けた農地の流動化や集積・集約を推進します。また、空き地や耕作放棄地などの低未利用土地を活用した集団的な優良農地の創出、グリーンツーリズムの推進などを検討します。





方針3) 付加価値の高い魅力ある公園・緑地づくり

・市内外から訪れる多くの人々が、みどりを通じて交流できる公園・緑地をみどりの拠点と位置づけ、地域の歴史・文化や自然環境などを活かした特色ある公園の整備を推進します。特に広域的な認知度や利用度の高い公園については、本市を特徴づける公園として、その魅力を高めるよう優先的に整備を推進します。



- ・身近なレクリエーション空間である住区基幹公園は、都市のコンパクト化を見据えた 配置の見直しや、市民ニーズに応じた機能の見直しを行い、歩いて暮らせる居住地を 誘致圏とする公園を優先的に整備します。また、市民緑地制度などにより公園と同等 の機能が見込まれる民有地を活用し、公園・緑地の機能を補完します。
- ・ 公園・緑地は、誰もが安全に利用できるようユニバーサルデザインに配慮し、その特性や機能分担に応じた施設を配置するとともに、計画的な長寿命化を図りながら適切に維持管理を行います。
- ・ 公園・緑地の利用の活性化や持続可能な都市経営のため、市民や市民活動団体、事業者などとの連携・協力による整備や維持管理を推進します。

方針4) 良好な都市環境の形成に資するみどりの保全と創出

- ・都心や副都心では、みどりの拠点などをみどりを感じながら楽しめる歩行空間により一体的につなぎ、美しさと潤いを醸し出す都市空間を創出します。
- ・ 都心や副都心、地域拠点、主要生活拠点、観 光拠点では、公共空間の緑化や花と緑による 演出、民有地におけるオープンスペースの確



保と緑化の促進により、潤いと賑わいのある高質な歩行空間・滞在空間を形成します。

- ・歩いて暮らせる居住地では、道路空間や民有空間の緑化により、良好なまち並み景観の形成やヒートアイランドなどの都市気象の緩和を図ります。また、地区計画や緑地協定などの制度を活用して民有地の緑化を図り、市民による良好な居住環境の形成を促進するとともに、農地を生産緑地地区に指定し、災害時の避難場所やみどりとのふれあいの場を確保します。
- ・工業地では、緑地帯の設置など周辺環境や就労環境に配慮した工場・事業所の緑化を促進します。また、公共性の高い緑地の開放について検討します。
- ・ 河川や水路は、自然とのふれあいの場や生物の生息・生育空間の確保などの観点から、 生態系や親水性に配慮した整備を推進し、エコロジカル・ネットワークの形成に寄与 する良好な水辺空間を創出します。
- ・ 公共施設においては、地域のコミュニティの場として、市民に親しまれる緑化を推進 します。

第4章

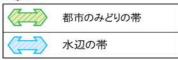
6

〇みどりの方針図

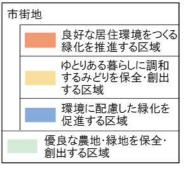
≪拠点≫

| 0 | 本市を特徴づける みどりの拠点 |
|---|--------------------|
| | みどりの拠点 |
| | 拠点の魅力を高める 緑化の推進 |

≪帯≫



≪土地利用≫



≪その他≫

| 高規格幹線道路 |
|------------|
| 主要幹線道路 |
| 主な河川 |



4 景観·歴史的風致

(1)景観・歴史的風致の基本的な考え方

○ 地域特性に応じた魅力と個性ある景観の形成

創造都市の顔としてふさわしい風格と魅力を備えた都心の景観、賑わいが感じられる個性ある魅力的な拠点の景観、地域の暮らしや文化・歴史などの個性と多様性のある地域景観、遠州灘、浜名湖などの雄大な自然景観など、地域特性に応じた特色ある景観を守り、育て、創ることにより、市民が心地よさを感じられる魅力と個性ある景観を形成します。

○ 歴史的風致の維持・向上による魅力ある都市の形成

本市には、都心における浜松城跡とその城下のまち並み、二俣地区における二俣城跡・鳥羽山城跡を中心とするまち並み、奥浜名湖における姫街道沿道や山里の集落など、歴史的建造物と祭礼行事・生業など人々の営みが一体となって形成された都市環境があります。これらの歴史的風致の維持・向上を図ることにより、歴史・文化を活かした魅力と個性ある都市を形成します。

(2)景観・歴史的風致の基本方針

方針 1) 風格と魅力を備えた都心の景観と地域特性に応じた個性ある景観の形成

■都心

- ・ 市民、出張者、観光客などの多くの人々が集まり、交流する場であり、広域圏をけん引する創造都市の顔としてふさわしい風格と魅力を兼ね備えた景観を形成します。
- アクトタワーを中心として高層建築物群の景観を築き、色彩の調和が図られたランドマークを形成します。
- ・ ランドマークへの見通しを得られるアクト通 りなどの幹線道路や浜松城公園などの眺望点 では、そこからの眺望を確保し、印象的な景 観を形成します。



- ・多くの人々が集まり、交流する場として、居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出するため、道路などの公共空間と民有空間が一体となったまち並み景観を形成します。このため、公共空間では、花や緑、照明などにより賑わいを演出し、民有空間では、壁面後退とともに建築物・工作物のデザインや色彩を誘導します。
- ・ 良好で魅力的な都市空間を創出するため、まち並み景観に配慮した歩道舗装、安全施設、案内施設の設置や無電柱化を推進します。

■拠点

- ・ 副都心、地域拠点、主要生活拠点では、まちの形成の歴史が感じられる空間や施設を活かしながら、賑わいが感じられる個性ある魅力的なまち並み景観を形成します。さらに、 壁面後退の誘導や無電柱化などにより、修景のための空間確保や居心地が良い歩行空間を形成します。
- ・産業拠点では、広域自動車交通の玄関口として、市内外の来訪者が魅力を感じられるよう、周辺の自然環境と調和した景観を形成します。
- ・ 観光拠点では、観光客が居心地の良さや魅力を感じられるよう、浜名湖などの雄大で美しい自然景観を活かした個性ある魅力的な景観を形成します。

■歩いて暮らせる居住地・周辺居住地

・歩いて暮らせる居住地や周辺居住地では、良好な居住環境の形成や魅力的な地域づくりにつながるようまち並み景観づくりに取り組み、次代へ継承する暮らしの景観を形成します。特に、歩いて暮らせる居住地では、魅力ある暮らしの景観を優先的に形成します。

■工業地

・ 工業地では、周辺のまち並み景観や自然景観との調和に配慮した心地よい景観を形成します。

方針2) 建築物や屋外広告物などの地域景観との調和

・地域景観の特徴や魅力に大きな影響を与える施設(大規模な建築物や工作物、土木施設、屋外広告物、電柱・電線類など)については、周辺のまち並み景観や自然景観との調和に配慮した施設計画へ誘導します。その他の建築物や工作物などの施設計画は、周辺施設との調和を図ります。



・屋外広告物などを掲出する場合には、地域景観と調和させるとともに、まち並み景観 や自然景観の保全・統一などを図るべき区域では、掲出を抑制します。

方針3) 地域を結ぶ景観の形成と境界(景観の変化点)の演出

・地域を結ぶ幹線道路では、各地域の景観との 調和を図り、それぞれに基調となるデザイン を導入します。あわせて、沿道や鉄道沿線の まち並み景観を整え、沿道や沿線の農地、緑 地、水辺地、松並木などを保全・育成します。



- ・特に、歩いて暮らせる居住地にある幹線道路では、良好で魅力的な居住環境を形成するため、まち並み景観に配慮した歩道舗装、安全施設、案内施設の設置や無電柱化を 推進します。
- ・ 地域景観の境界(景観の変化点)、眺望点、主要交差点などでは、その場所の雰囲気 を演出する景観を形成し、広い市域の景観にメリハリをつけるとともに、地域景観の 多様性をアピールします。

方針4) 豊かな表情をアピールする自然景観の保全・活用

- ・遠州灘海岸の美しい砂浜景観・松林景観を保全・育成します。
- ・ 天竜川河岸段丘や都田川沿いに残る斜面樹林をまちの背景として保全・活用します。
- ・ 浜名湖や佐鳴湖、天竜川、都田川、馬込川などの河川については、水質の保全・浄化や動植物の生態系の保全、親水性に配慮した整備により、美しい水辺空間を創出します。
- ・ 市街地やその周辺の農地と里山は、身近な自然景観として保全・育成・活用します。
- ・地域のシンボルとなっている樹木、並木など を保全・育成・活用します。
- ・ 外観が自然景観の特性を表現、または調和しているなど、景観上の特徴を有している 建造物を維持・保全します。

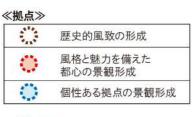
方針5) 地域固有の歴史や文化を継承するための歴史的風致の保全・活用

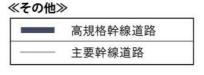
- ・ 地域固有のまち並みや地域の歴史を物語る街道・施設などは、地域の誇りや個性として保全し、その魅力を継承します。
- ・ 歴史的風致を構成する建造物(寺社・古民家・ 史跡など)は、地域の特徴を示す歴史遺産と して保全・活用します。
- ・歴史的風致を構成する人々の活動(伝統的な 生業・祭礼や年中行事・郷土食など)は、地域の特徴を示す文化遺産として継承・ 活用します。
- ・ 人と自然の関わりの中で作り出されてきた文化的景観(棚田・畑地・海苔ひび・街道など市民の基盤的な生活や生業の特色を示す景観地)は、本市の歴史・文化を正しく理解するために不可欠なものとして保全・活用します。
- ・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺地域を重点区域として位置づけ、ハード・ソフト両面からその周辺環境の整備に取り組みます。



6

○景観・歴史的風致の方針図

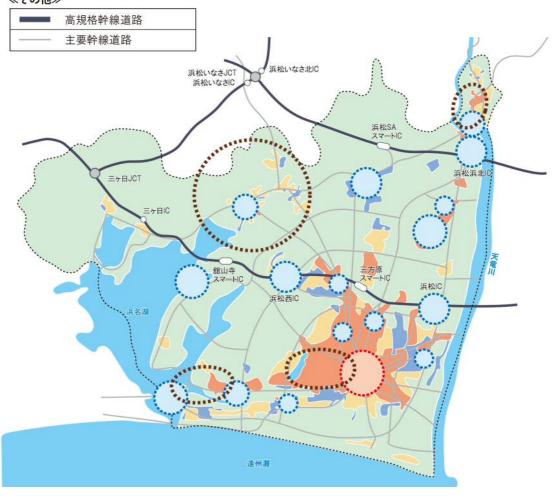




≪土地利用≫



≪その他≫



5 低炭素・エネルギー

(1)低炭素・エネルギーの基本的な考え方

○ 低炭素都市づくりの推進

都市のコンパクト化と都市交通の円滑化により都市のエネルギー消費を削減するとともに、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用や、分散型エネルギーの導入、スマートコミュニティの構築などにより都市のエネルギー利用の効率化し、環境負荷の小さな低炭素都市づくりを推進します。

(2)低炭素・エネルギーの基本方針

方針1)都市のコンパクト化と都市交通の円滑化による低炭素都市づくりの推進

・コンパクトな都市が形成されることによる移動距離の短縮化や、環境負荷の大きい自動車に依存した交通体系から環境負荷の少ない公共交通を主体とした交通体系への転換により、交通エネルギー部門における低炭素化を進めます。



- ・ 都市のコンパクト化によるまとまった高密度 な都市の形成により、冷暖房などのエネルギー利用を効率化することで、熱エネルギー部門における低炭素化を進めます。
- 交通渋滞が発生している交差点の改良などによる道路交通の円滑化や、歩行空間・自転車通行空間の確保による徒歩・自転車利用の促進、また、便利な公共交通ネットワークの形成やモビリティマネジメントなどの交通政策による公共交通利用の促進など、都市交通の円滑化を図ることにより、交通エネルギー部門における低炭素化を進めます。

方針2) エネルギー利用の効率化による低炭素都市づくりの推進

- ・太陽光やバイオマス、風力、小水力などの地 域特有の再生可能エネルギーや、コージェネ レーションによる排熱などの未利用エネル ギーを活用した分散型エネルギーを導入し、 地域内で自立したエネルギー源の確保を推 進します。
- ・個々の建築物の省エネルギー化をはじめ、エネルギーマネジメントシステムなどの導入



により、地域でエネルギーを融通するスマートコミュニティを構築するとともに、 コミュニティ同士をネットワーク化することで都市全体としてエネルギーを効率的 に利用します。

6 都市防災

(1)都市防災の基本的な考え方

○ 災害に強い都市づくりの推進

大規模自然災害が発生しても市民の生命や財産、公共施設などに致命的な被害を負わず、また、迅速に復旧・復興ができるよう、災害を防ぐ「防災」対策と被害を最小化する「減災」対策とともに、事前に災害時や被災後の復興に向けて準備をしておく「備え」の観点から、ハード・ソフトの対策を適切に組み合わせた総合的な取組により、災害に強い都市づくりを推進します。その際、コンパクトな都市づくりとの連携とグリーンインフラの活用により、効率的・効果的な都市づくりを推進します。

その防災・減災対策としては、ライフラインの強化、都市基盤の整備・機能の充実、 建築物の不燃化・耐震化の促進、総合的な津波対策、治山治水対策などのハード対策 と、災害リスクを踏まえた適正な土地利用や防災情報の提供などのソフト対策を適切 に組み合わた効果的な取組を推進します。

また、災害時の円滑な避難活動や救助・救援活動、復旧・復興活動の確保に加えて、 平時における有効活用の観点も踏まえて、防災拠点や緊急輸送路、避難地、避難路の 整備を推進するとともに、被災後に迅速な復旧・復興が図られるよう事前準備の取組 を推進します。

(2)都市防災の基本方針

方針 1) 火災・地震・津波に強い都市づくりの推進

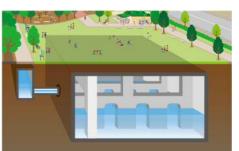
- ・高密度な土地利用を誘導する商業・業務地や木造建築物が多く出火の危険性が高い地域などでは、防火地域・準防火地域の指定により市街地の不燃化を促進します。また、 広範囲に延焼のおそれがある地域では、幹線道路の整備と沿道の防火地域・準防火地域の指定などによる延焼遮断帯の形成により、燃え広がりにくい市街地を形成します。
- ・建物倒壊や延焼火災の危険性が高い市街地のうち、歩いて暮らせる居住地では、市街 地開発事業などにより防災性を高め、安全性の高い都市空間の整備と都市施設の充実 を図ります。また、周辺居住地では必要に応じて、地区計画の活用などにより防災性 を向上させます。
- ・公共建築物の耐震化を積極的に推進するとともに、その他の建築物についても耐震診断や耐震補強工事の補助などの支援により、建築物の耐震化を促進します。
- ・ 宅地の耐震化を推進するため、大規模盛土造成地の分布状況調査の結果公表による周 知や、災害防止対策の実施など、必要な対策について検討します。

- ・遠州灘海岸や浜名湖に面している区域は、港湾、護岸、防潮堤などの整備により津波対策を推進するとともに、津波浸水のおそれのある地域における適正な土地利用や津波避難場所の確保を推進します。
- ・ 災害時におけるきめ細かな災害情報の発信や 平時からの防災情報の提供を行うとともに、 避難訓練の実施などを促進します。



方針2) 風水害に強い都市づくりの推進

- ・ 一級河川や二級河川の積極的な改修を促進するともに、準用河川や普通河川、排水ポンプ場の改修を計画的に推進します。
- ・一定規模以上の開発行為における雨水調整池 の設置や雨水貯留浸透施設の設置、透水性舗 装の推進などにより、雨水流出量を抑制しま す。
- ・洪水調整機能のある山林や水田を保全・整備 します。また、保水機能の維持のため、開発 許可制度の見直しにより湛水域の宅地化を制 限します。



- ・ 下水道における浸水対策として、河川事業や市街地開発事業などと連携して雨水排水施設の整備を推進します。
- ・市街地外の浸水被害のおそれがある地域における都市機能や居住の制限など、コンパクトな都市づくりと連携して、災害リスクを踏まえた適正な土地利用を推進します。
- ・ 土砂災害が予想される区域を明らかにし、警戒避難体制を整備するとともに、著しい 土砂災害が発生するおそれがある土地について特定の開発行為を制限するなど、適正 な土地利用規制による土砂災害対策を推進します。
- ・ 防災林造成、急傾斜地崩壊防止施設、砂防施設及び地すべり防止施設などの整備促進 により、土砂災害対策を推進します。
- ・災害時においてきめ細かな災害情報を発信するとともに、平時から防災情報を提供します。

方針3) 災害時の安全性の確保

・災害時に緊急に避難する場所となる広域的または一時的な避難地の機能を有する公園や、 災害時における復旧・復興活動の拠点となる 公園などは、それぞれの機能が発揮されるよう必要な施設・設備を備えるとともに、平時 における市民の憩いの場などの利活用の観点 も踏まえた公園整備を推進します。



- ・ 災害時における市民などの迅速な避難、人命救助や支援物資の輸送、復旧・復興活動 などが円滑にできるように、緊急輸送路や避難路となる幹線道路の整備を推進します。
- ・ 災害時における緊急輸送路及び避難路の道路機能を確保するため、主要幹線道路を補 完しあえる道路ネットワークの形成や無電柱化、橋梁の耐震化などを推進します。
- ・上下水道の耐震性を向上させるとともに、電気、通信、ガスなどについては、事業者 に積極的な対応を働きかけによりライフラインの強化を図り、災害時における都市機 能の確保を目指します。また、公共施設や民間施設での再生可能エネルギーや自立・ 分散型電源の導入を促進し、災害時におけるエネルギー源の確保に努めます。
- ・ 都心では、帰宅困難者対策として、民間施設と連携した一時滞在施設の確保、物資や燃料の備蓄などを進めます。

方針4) 復興都市づくりに向けた事前準備

・東日本大震災をはじめ過去の災害からの復興 まちづくりの課題・教訓を踏まえ、被災後に早 期かつ的確に復興都市づくりに着手できるよ う、復興体制や手順の事前検討など、復興事前 準備を推進します。



方針5) 自助・共助・公助による地域防災力の向上

・ハザードマップを作成し、市民や事業者などに 災害リスクへの理解を促すとともに、災害に対 する意識を高めることで地域防災力を向上さ せるなど、自助・共助・公助の取組により、地 域防災力の高い都市づくりを推進します。



7 その他都市施設

(1)その他都市施設の基本的な考え方

○ コンパクトで持続可能な都市づくりに資する都市施設の整備・運営 人口減少社会における都市経営の持続可能性を確保するため、コンパクトな都市づ くりに資する都市施設の適正な配置・整備とともに、効率的かつ効果的な整備・運営 を推進します。

○健全で快適な生活環境の確保

下水道やごみ焼却場などの都市施設の適正な配置と機能の確保により、市民の健康や生活環境に影響を及ぼす水質汚濁などの公害を防止し、市民が健全で快適な日常生活を送ることができる生活環境を確保します。

(2)その他都市施設の基本方針

① 下水道の基本方針

方針1)下水道施設の効率的な整備・運営と良好な生活環境の確保

- ・ 湖沼や河川などの水質を保全し、良好な生活 環境を確保するとともに、効率的な下水道運 営を推進します。
- ・このため、汚水処理に必要な下水道管きょは、 整備費用が経済的と認められる区域に限り 整備を行うとした下水道整備計画に基づき、 整備の推進、下水道接続率の向上を図るとと もに、下水道整備区域外においては、合併処 理浄化槽による汚水処理を促進します。



- ・ 水質改善効果などの評価や地域の実情に合わせた新たな合併処理浄化槽普及促進対策を検討します。
- ・ 小規模で維持管理コストがかかる処理場の大規模な処理場との統合や処理区再編 の検討をします。
- ・コンセッション方式など積極的な民間活力の導入により施設運営の効率化と経費の縮減を図ります。

② その他根幹的施設の基本方針

方針2) 持続可能な都市経営と環境に配慮した都市施設の整備・運営

・市場、と畜場、火葬場、ごみ焼却場、汚物処理場などの供給処理施設などは、住居地域などの周辺の生活環境への影響、自然環境の保全、災害リスク、関連する施設との集約、輸送の効率性などを総合的に勘案して適正に配置します。

- ・ ごみ焼却場、汚物処理場は、ごみ減量の推進、公共下水道の普及、人口減少による処理量の減少などの長期的な見通しを考慮するとともに、周辺自治体と連携した施設の再編などによる効率的な施設運営を進めます。
- ・ 火葬場は、火葬者数の推計や施設の老朽化状況、利用者圏域などを踏まえ、安定 した火葬供給を確保していくための施設の整備・再編を進めます。

方針3) コンパクトな都市づくりの実現に向けた都市施設の適正な配置·整備

- ・ 学校、図書館などの教育文化施設、病院、保育所などの医療・社会福祉施設は、 市民の日常生活に必要となる都市機能を有する施設であることから、コンパクト な都市づくりに資するよう適正な配置・整備を進めます。
- ・特に、都市全体あるいは地域にとって必要性・公益性が高い施設については、都 心や各拠点、または公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺などに配置・整備が進む よう、立地適正化計画制度による誘導措置を講じるとともに、都市計画に定める ことを検討します。
- ・一団地の官公庁施設については、行政サービスの高次都市機能を有することから、コンパクトな都市づくりや都心の再生に資するよう、引き続き都心に配置し、その機能を確保します。